

2011/11/11 第 86 回理事会
資料 4-1

移管契約第 13 条に関する第三者評価委員会設置の件（案）

標記の件、下記の通り執行理事会よりご提案致しますので、ご審議を宜しくお願い申し上げます。

記

1. 審議事項

JP ドメイン名登録管理業務移管契約（以下「移管契約」）第 13 条に JPRS の責任事項として規定されている内容について、移管契約第 13 条検討委員会（以下「13 条委員会」）が答申し、それを基に理事会が承認した、客観的・具体的な評価基準を用いて、JPRS の実績について評価を行い、その結果を理事会に報告する、外部の有識者からなる第三者評価委員会（以下「第三者委員会」）を設置して宜しいかを伺いたい。

また、第三者委員会の運営に関する方法を定める＜第三者評価委員会規程＞の制定も併せて伺いたい。

2. 背景と目的

平成 23 年 8 月 31 日及び関連する Mail Vote による理事会決議に基づいて、13 条検討委員会にて、評価基準を検討中です。（平成 24 年 2 月ないしは 3 月に答申の予定）

13 条委員会から答申された評価基準案を承認するにあたって、理事会は評価基準が客観的・具体的であるかどうかの確認を行い、必要であれば修正を行った上で承認することとします。

第三者委員会の設置目的は、理事会が承認した評価基準を用いて、外部有識者が JPRS の実績について評価を行い、その結果を理事会に報告することです。

3. 第三者委員会の概要

- ・ 第三者委員会は、定款第 36 条に基づく委員会として、理事会配下に 13 条委員会とは別個に設置します。
- ・ 第三者委員会は＜第三者評価委員会規程＞に基づき運営されます。
- ・ 第三者委員会の委員の人は、13 条委員会が推薦する委員候補者の中から理事会が行います。また、理事会は執行理事の中から当該委員会の担当理事を指名します。
- ・ 次項に示すチャータにより理事会が諮問を行い、第三者委員会は速やかに審議して、結果を理事会に報告します。

- ・ 第三者委員会の設置時期は、委員及び担当理事の人選とともに、別途理事会で決定します。

4.チャータ（案）

- ・ 移管契約第 13 条に JPRS の責任事項として規定されている内容について、理事会が提示する評価基準を用いて、JPRS の実績を評価し結果を理事会に報告する。

5.第三者委員会の構成

- ・ 第三者委員会は 5 名程度の外部有識者で構成します。
- ・ 有識者のバックグラウンドは 13 条委員会の策定する人選基準に準じることとします。
- ・ その他、運営に関する事項は、＜第三者評価委員会規程（案）＞を参照頂きたい。

以上